

教えて市議会

～予算が決まるまで～

深川市議会は、定例会を年4回開催することが条例で定められています。市の当初予算については、3月に開催される第1回定例会の中で審査し議決します。

国や道に対する要望は

意見書として提出



※実際の意見書

市民のみなさんからの要望により、今号では、「意見書ってなに？ どうやって決まるの？」を紹介します。

意見書ってなに？

【目的】 地方自治法第99条に基づいて行われる意見書の提出は、深川市の公益に関する物事について、国や行政庁に対して住民代表である議会の意思を表明する地方議会の権利です。

【性格】 意見書は市議会全体の意思であるため、可能な限り議員全員の合意に基づいて提案し、採決では全会一致によって可決されることが理想とされており、全国の多くの地方議会では、それを慣例として取り扱い、理想を具現化しています。

これは、どのような意見書が住民にとって有益になるかを基本的に会派間、議員間で十分に話し合い、互譲して一本化し可決するための努力を行っている証左と言われています。

どうやって決まるの？

深川市議会の場合は、会派制※を導入していることから、意見書を正式な議案として議長へ提出する前に、会派の代表者（主に幹事長）を中心

とした任意の会議である「幹事長会議」にそれぞれの会派で作成された意見書を提案します。

この会議において、所属する政党の方針や議員個人の政治信条などの垣根を超えて、市民にとって有益となる意見書を作成するために、全議員が可決できる内容に文言や表現を調整（互譲）する最大限の努力をすることを長年の慣例として行っています。

なお、無会派議員による意見書案についても、全会一致を目指すことには変わりないため、その意見書案に共感が得られた会派に無会派議員が調整を委ね、委ねられた会派は、自らが提案する場合と変わらない方法で調整をします。

しかし、こういった全議員に配慮した調整を図った場合でも、意見書案の内容と16人の議員の思いが必ずしも一致しないなどの理由から、意思統一が難航することもあり、結果的に調整が調わらず（不調）、議会へ提案されないことも多くあります。このようなことから、さまざまな立場の代表となる議員や政党議員同士の調整には、互譲を基本とする自

由な発言を担保する場が必要となるため、幹事長会議は非公開とするなど全会一致へつなげる工夫を重ね、定例会最終日に議決がなされています。

※正式な議案として扱われるものには、この慣例によらないケースもあり、全会一致に向けた調整方法もその都度見直されるため、今後変更する場合もあります。

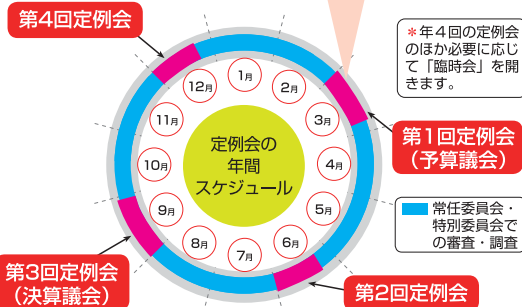
意見書実績

	提案された意見書数	可決件数
30年	25	10
29年	12	12
28年	13	13
27年	14	14
26年	21	21

※可決したものは、全て全会一致で原案可決しています。

第4回定例会で原案可決し内閣総理大臣などに送付しました。

■日米物品貿易協定交渉に関する意見書



委員会 議案等は、専門的に調査・検討するために設けられている委員会に付託され、審査を行います。

- 常任委員会
…所管の事務に関する調査を行い、議案、請願・陳情などを審査します。深川市議会は、本年6月に行われる市議会議員選挙後から、「総務経済」、「厚生文教」の2委員会体制となります。
- 特別委員会
…議案が特に必要と判断したときに設けられ、特定の事件を審査・調査します。
- 議会運営委員会
…本会議の運営、日程調整などを行う。

拓殖大学北海道短期大学 地域振興特別講座

市議会と地域振興

～地域の発展のため市議会は何をなすべきか～

1月17日に拓殖大学北海道短期大学（農学ビジネス学科地域振興ビジネスコース1年生）が実施している、地域活動に関わりのある学外の有識者が講師を務める「地域振興特別講座」に、深川市議会から長野議長が招聘され、客員教授として上記標題をテーマに60分の特別講座を行いました。

この講座の構成は、前段に市議会の位置づけ・役割・権限・しくみ・あらましなどの地方議会そのものを説明し、その後、「地域の発展のため市議会は何をなすべきか」という課題について、現在、市議会が行っている議会報告会や、市内のさまざまな団体と行う意見交換会の実績について紹介しました。



長野議長は学生達に対して、「市議会議員」は、地域住民にとって日常生活に密着している身近な政治家であるということや、「市議会」は、まちづくりにおける最高意思決定機関であることなどを説明し、その上で議員は幅広い年齢層の声に耳を傾ける必要があるため、今後、学生と議員が直接意見を交換できるように機会を創出していきたいという考えを伝えました。

市民に開かれた市議会を目指している深川市議会としては、今回のような貴重な機会をいただいたことにより、学生や大学に対して議会への理解を深めてもらう第一歩につながったと考えています。

今後も市政や市議会が抱える課題に対して、定例会や議会報告会などを通じて、一つずつ丁寧に対応していきます。



問合せ先：深川市議会事務局内

〒074-8650 深川市2条17番17号
電話0164-26-2282（直通）

 YouTube 深川市議会YouTube
チャンネル 



深川市議会
公式ホームページ

編集後記



平成30年第4回市議会定例会が終わり、今回も11人の議員による一般質問で、さまざまな視点から市政をいただきました。そのほかには、民事調停に係る補正予算の専決処分や意見書などで賛否が分かれ、それぞれの立場で議論もありました。

本誌では掲載しきれない議論があります。ぜひ、市民の皆様には深川市議会ユーチューブをご覧ください、また本会議を傍聴いただけますようお願いいたします。

広報編集委員 佐々木一夫